

令和4年3月定例会

文教福祉常任委員会会議録

招 集 月 日	令和4年3月7日(金)
会 議 場 所	市役所 5階 議場
開 議 日 時	令和4年3月7日(金) 午前8時59分
閉 会 日 時	令和4年3月7日(金) 午後1時44分
委 員 長	織田 京子
委員会出席議員	
委 員 長	織田 京子
副 委 員 長	金子 裕太
委 員	菅野 博子      加藤 久子      金澤 孝太郎 野本 恵司      潮田 幸子
欠 席 委 員	な し
議 長	
委 員 外 議 員	
傍 聴 者	な し

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 9 号	鴻巣市重度心身障害者医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例	原案可決
第 1 0 号	鴻巣市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第 1 3 号	令和 3 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 1 4 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 1 4 号	令和 3 年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決
第 1 9 号	令和 4 年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 2 2 号	令和 4 年度鴻巣市介護保険特別会計予算	原案可決

委員会執行部出席者

(こども未来部)

こども未来部長 岩間 則夫  
こども応援課長 矢澤 潔  
こども応援課副参事 佐々木志万子  
こども未来部参事兼  
子育て支援課長 伊藤 和代  
こども未来部副部长兼  
保育課長 佐々木晴美  
保育課副参事 宮澤多喜也

(健康福祉部)

健康福祉部長 高木 啓一  
健康福祉部副部长 木村 勝美  
福祉課長 服部 和代  
障がい福祉課長 新島 政博  
健康福祉部参事兼  
健康づくり課長 清水 恵子  
健康福祉部参事兼  
介護保険課長 矢澤 欣子  
新型コロナウイルスワクチン  
接種推進チーム副参事 中山 尚子

吹上支所副支所長 (課長級) 大島 和之  
川里支所副支所長 (課長級) 吉田 勝彦

(教育部)

教育部長 齊藤 隆志  
教育部参与 大島 進  
教育部参事兼  
教育総務課長 鳥沢 保行  
教育総務課中学校給食  
センター所長 (課長級) 竹井 豊  
教育部参事兼  
生涯学習課長 田島 盛明  
教育部参事兼  
中央公民館長 沼上 勝  
スポーツ課長 中越 好康  
教育部副部长兼学務課長 宮野 和幸  
学校支援課長 穂山 孝幸  
学校支援課教育支援  
センター所長 (課長級) 久保田明子

事務局長  
書記

岡田 和弘  
篠原 亮

(開議 午前8時59分)

(委員長) ただいまより本日の会議を開きます。

議案第19号 令和4年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明は終わっていますので、これより質疑を求めます。

質疑はありませんか。

(金澤) それでは、議案第19号 令和4年度一般会計予算について何点か質問させてもらいますが、委員長、通告順にやらなくてもいいですよ。時間の関係もあるので。

(委員長) はい。ページ数を言っていただければ。

(金澤) では、教育関係から民生費のほうに移らせていただきます。まず、10ページなのでございますが、債務負担行為の中で、一番下段に鴻巣中学校LED照明リースの件があると。これが期間が令和4年度から14年度もなっておるのですが、これちょっと私よく分からないのだけれども、通常の照明リース云々になると期間がこの4年から14年とか、そういう形になるのか、この辺ちょっと教えてもらいたいのですけれども。

(教育部参事兼教育総務課長) では、お答えをいたします。

LEDのリースなのですけれども、今まで小中学校では照明のリースというのはやったことはございませんでした。今回初めて、鴻巣中学校の校舎等のLEDが老化しているということございまして、LEDをリースで導入をしようということで考えております。期間につきましては10年なのですけれども、予算を平準化いたしまして、財政負担を和らげるというのと、あとLEDにしますと電気代のほうが80%ぐらい削減できるというふうに言われておりますので、そういった削減分も含めて今後LEDによって今回の結果を検証しながら、市内の小中学校のほうも検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

(金澤) そうしますと、今これは鴻巣中学校ですね。そうすると、ほかの学校でももしLEDをやる場合はこういう記載になるのですか。

(教育部参事兼教育総務課長) 今回の結果を検証しながら、ほかの学校につきましてもLED化を推進してまいりたいというふうには考えております。

以上です。

(金澤) では次に、179ページの放課後児童クラブの管理運営事業についてちょっと質問させてもらいます。

放課後児童クラブ、この指定管理によりまして、放課後の子どもの安心、安全な居場所づくりが目的ということで、各小学校エリアで設置されているわけですが、先般の適正配置審議会への諮問等で小学校の再編がありますよという話があったのですが、児童クラブ、今15の施設があるわけですがけれども、この辺もこの再編計画の中では設置数とか設置場所も影響出てくるのかどうか、考えているのかどうか、その辺お聞かせ願いたい。

(こども応援課長) 答えします。

影響が出てくるのかということに対しまして、鴻巣市立小・中学校適正配置等審議会への諮問内容や審議会、審議の経過等について教育委員会と情報共有を図りながら、今後の影響に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

(金澤) 基本的にその再編とは関係ないという形で考えておいたほうがいいのか。

(こども応援課長) 再編ということで、利用見込み人数とか、施設に応じてその時々、年に変わってまいりますので、ちょっとその辺はやっぱり加味しながら、教育委員会と情報を共有しながら、必要に応じてやっていきたいなというふうには思っております。

以上です。

(金澤) すみません、見ていたら飛んでしまったね。教育委員会のほうの339ページ、349ページ、339と345ですかね、小学校、中学校の施設維持管理の質問、それと私の通告の中でその下の下に341と347で小学校、中学校の施設改修工事というのがあるのだけれども、この辺ちょっと聞

連した形で質問させてもらいたいのですけれども、まず小中学校施設維持管理についてですが、小学校では2億5,700万、中学校でも1億1,900万という形で予算になっているのですが、学校管理の中で小中学校の施設維持管理の備品購入とか、ICTを含めた環境整備とか、部活動の推進とかいろんな予算が各小学校、中学校からの要望が出てくると思うのです。教育委員会のほうにね。教育委員会というのは、その学校への予算の決め方というのはどういうふうにするのかなど。というのは、大体予算の枠というのが当然出てくるわけなので、その予算の枠の中で収めなくてはならないと。そうすると、各小中学校でこういうものを要望したい、お願いしたいというふうに来ても、それがその予算の中に収まってしまえばいいけれども、収まらない場合にはある程度優先順位をつけなくてはならない。その辺の決め方はどういうふうになっているのか。

（教育部参事兼教育総務課長）お答えいたします。

小中学校の消耗品とか備品の予算につきましては、均等割で各小学校に予算のほうを分けているものと、それと例えば消耗品ですとか図書って結構児童数が影響してまいりますので、児童生徒数によりまして傾斜配分で予算を配分しているものがございます。その中で各学校のほうが計画を立てまして、予算の執行をしているという状況でございます。

以上です。

（金澤）では、その下段の、次の341と347の小学校、中学校の施設改修事業について質問させていただきます。

小学校、中学校の学校の施設、既に耐震化工事というのは東日本大震災云々が終わった後、各小中学校で耐震化をやるともうスケジュールを取って年度ごとに予算を決めて、耐震化は終わっているわけですね。ところが、私もいろいろ考えると、学校の施設、建物に対しては、耐震化が済んだから終わったというわけではないのだよね。結局建物の経年劣化、いわゆる老朽化というのが当然出てくるわけであって、屋根とかトイレ、水道等の水回りと、この辺はもう当然経年劣化で通常より悪くなる。マンションなんかでも外壁工事というのは15年か16年ではやらなくてはならないというような形になっているのだけれども、学校の施設に

対してはいろいろ年度ごとに、年度ごとというか、年度の予算で今度はどこのトイレを改修しますか、どこのをやりますよという話になっているのだけれども、年度ごとの予算化で予算化の順番というのはあるのかな。各学校で要望が出て、さっきの話とリンクしてしまうのだけれども、その辺の配慮というのはどういうふうにしているのですか。

（教育部参事兼教育総務課長）校舎の築年数ですとか改修履歴等を考慮しながら、学校間で格差が生じないように改修計画を策定しておりますが、学校からの修繕要望についても緊急性も考慮しながら、その順番を入れ替えたりとか、そういった形で対応しているところです。

（金澤）そうしますと、今の答弁でちょっと聞きたいのですけれども、公共施設等の総合管理計画の中で、学校施設ごとの管理計画というのは当然あると思うのだけれども、その中で結局どのように把握しているのかなというところなのです。施設改修費になると、当然地方債で借入れとのリンクというのは当然必要になってくるわけですけれども、学校改修工事計画の策定というか、そういうのはしてあるのですか。

（教育部参事兼教育総務課長）個別施設計画の中で資産管理課のほうでそういった計画を定めておりますので、こちらの状況を情報提供しながら、資産管理課と連携しながら計画を定めている形でございます。

（金澤）そうすると、前、耐震化計画のときには年度ごとのスケジューリングというかな、5年とか6年ぐらいで、この年度はどことどこの耐震をやりますよ、次はどこをやりますよと計画性がある程度あったのだけれども、そういうものというのは公表できないものなのですか。

（教育部参事兼教育総務課長）公共施設の個別施設計画のほうに三、四年分につきましては掲載されているような形でございます。その中でも、例えば1年ごとに見直しを必要な部分につきましては資産管理課と情報共有しまして、順番を入れ替えたりとか、そういった形で対応しております。

以上です。

（金澤）文教福祉常任委員会の委員あたりには、ある程度その辺の施設改修のスケジューリング、大体このぐらい計画しているのですよぐらい

はもう示してもいいのかなという感じがいたしますが。

次の質問です。先般の適正配置審議会の質問の中で、小学校が18校から13校へ、令和10年度までの再編も検討しているというお話がございましたけれども、設置校になる小学校の重点改修の配慮というのは考えているかどうかお聞きしたいのですが。

（教育部参事兼教育総務課長） それでは、お答えをいたします。

存続する学校につきましては、補助金を活用するなど、大規模改修工事を今後進めてまいりたいと、適正配置等審議会の答申を踏まえながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

（金澤） 令和10年度までとなると、あと五、六年です。そうすると、拠点校に飛躍するわけだよね。当然生徒数も増えるわけだから、拠点校の整備というのはある程度ほかよりもよくやっておかなくてはならない、早めにやっておかなくてはならないという形になると思うのだけれども、その辺の計画というのは今後考えるような形になるのですか。

（教育部参事兼教育総務課長） 令和4年度から118施設、公共施設なのですけれども、包括施設管理業務の対象となります。専門的な知識のある民間業者が各施設を横断的に管理、監督するという形になりますので、市内全体のそういった公共施設の情報が一定基準で蓄積されまして、点検ですとか管理、品質の向上が図られるのではないのかなというふうに思っております。その辺の業者のご意見もいただきながら、改めて市内全体の小中学校につきましては、今も計画あるのですけれども、また考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

（金澤） では、ページ数323ページの職員人件費、事務局費の職員人件費について、ここでちょっと質問させてもらいたいのです。というのは、教育委員会のほうも今働き方改革をやってという状況の中で、コロナ禍の影響で一昨年度からテレワークの推進やタブレットの端末の導入を当然やっていました。教職員会の長時間の労働是正の取組を推進しようという話を推進しているわけですが、人件費の今後の見込みはど



のように考えているか。私これちょっと調べさせてもらったのだけれども、令和2年度、令和3年度の予算も535万円で、3か年とも同じ金額になっているのです。ところが、令和2年度の決算を見ると1,163万8,000円となっている。だから、ずっと3年間535万円だよという形で時間外勤務手当は予算化しているのだけれども、実際はその約倍ぐらいの決算に出ているという状況の中、その働き方改革をやってこれからやっていくのだというにもかかわらず、ずっと予算が同じような状況になっているのだけれども、この辺はどういうふうにお考えになっているのか。注意すべきだと思うのだけれども。

（教育部長）まず、学校の先生たちの働き方改革は、教員自体1人1台パソコンが前から整備されていますけれども、新たに機能が加わりまして、校務支援等のシステムが入りまして、まず学校現場においては教員の働き方改革が推進しているというふうに考えております。一方で、教育委員会事務局については、なかなかいろいろな業務が増えておりまして、依然と数字に出ているように難しい状況があることは事実です。ただ、部内としてできる限り早く帰るということは各管理職の課長等にお話ししてございまして、その部分について意識的には帰るような、業務に差し障りがない中で帰るように指導しているところです。

（金澤）我々も働き方改革云々で時間外には関心を持っていますから、この辺はある程度今後の予算の中でもその辺十分に考えていただければ。3年間同じ金額というのはどうも解せないなというところがありますので、よろしくをお願いします。

次に、349ページ、部活動推進事業の件です。部活動推進交付金が120万円出ている。これは去年も同じなのですが。この交付金の支給というのは、各中学校にどのように配分されているというか、支給されているのか、また専門指導員の協力で部活動への教職員の負担軽減は図られているのか、この辺をちょっとお聞きしたいのですけれども。

（学校支援課長）部活動補助金、負担金につきましては、各市内8校の中学校のほうに、運動部、それから文化部のほうに配分がされております。その部活動費で部に必要な道具であったり、大会参加費であったり

を捻出しております。

以上です。

（金澤）専門指導員の協力というのはどうなのですか。先生の、担任の教職員の負担軽減になっているのですか。

（学校支援課長）中学校の部活動におきまして、外部指導者、各校約8名（P22「6名」に発言訂正）ずつ市のほうで外部指導者のほうを配置して、教職員の負担軽減につなげております。

以上です。

（金澤）時間もあれなので、361ページ、361の指定文化財の保護管理事業についてと、文化財の調査事業ですか、この辺関連してちょっと聞きたいのですが、この予算の中で文化財調査事業で文化財調査委託費286万5,000円と使用料238万5,000円、使用料、賃借料という記載があるのですが、この内容はどういうものですか。

（教育部参事兼生涯学習課長）こちらの文化財調査委託料のほうにつきましては、埋蔵文化財包蔵地内で開発申請が上がったときのまず試掘費用、そちらが予算として入れてあります。そのほかに、試掘調査の結果本発掘が必要になったといった場合の費用となりまして、発掘場所の測量経費、遺構が確認できる層までの土砂を削る費用及び埋戻し費用、また必要に応じて交通誘導業務の委託料ということになっております。また、使用料及び賃借料につきましては、先ほど申し上げた本発掘が必要となった場合の現場のほうに設置いたします仮設トイレの借り上げ料、また現場事務所としてのコンテナハウスの借り上げ料、こちらのほうを予算として計上しております。

以上です。

（金澤）そうしますと、今後上尾道路の整備とか道の駅とか産業団地、この辺の整備、また鴻巣市の第二庁舎跡地の解体とか、いろいろ出てくるわけです。この整備が進められる場合に、仮にその開発エリアでの遺跡等の調査保護が出た場合、そういう予算化というのは社会教育総務費のほうで予算化するのですか。

（教育部参事兼生涯学習課長）本発掘の費用につきましては、基本原因

者負担ということになっております。開発に伴う発掘の場合には開発事業者または施主さん、そちらのほうの負担になりまして、費用負担のほうをしていただくことになるのですけれども、形として市が発注する形になりますので、一度市が予算計上した上で、その発掘費用にかかる費用をお支払いいたしまして、その分を歳入で入れていただくという形になっております。

（金澤）では、ちょっと時間もないので、次に移ります。

191ページの民間保育所補助事業、これで新規事業で3,327万5,000円と。国のコロナ克服・新時代開拓のための経済対策として保育士等の処遇改善をやりますよという形の予算なのですが、この改善内容というのはどういうことをやるのかちょっとお聞きしたいのですけれども。

（こども未来部副部長兼保育課長）保育士等の処遇改善の内容についてお答えいたします。

この補助金につきましては、令和4年の2月から9月までの間、職員に対して3%程度、月額9,000円の賃金改善を行うものとなっております。以上です。

（金澤）次の193の子どものための安全対策事業、これは前任者等もいろいろ質問していただいて大体よく分かりましたので、これは省きます。次に、171ページの敬老祝金支給事業について質問しますが、私も自治会等の役員も20年ぐらいやってしまっていて、この敬老会の主催というのは非常に大変だというのが身にしみて分かっています、四、五年前からやはり鴻巣地区の自治町内会長からもいろいろその辺の話は言われていたので、やむを得ない措置だなというふうに私も思うのですけれども、まず団塊の世代がピークになってくるのだけれども、75歳以上の高齢者が年々増加しているのだけれども、対象人数はどのぐらいで、そのピークはいつ頃、何人ぐらいになるのか、それだけちょっとまず確認したいのですけれども。

（福祉課長）お答えいたします。

各年度の対象人数でお答えをさせていただきます。令和4年度の75歳以上の敬老祝金の対象人数でございますが、77歳が1,145名、88歳が654名、

99歳が71名、100歳が46名、合計で1,916名でございます。令和5年が全体で2,793名、令和6年が3,185名、令和7年が3,377名、令和8年度3,375名と予想しておりまして、先ほど委員さんのほうからお話があったとおり、本市のピークはいつ頃になるかというご質問ですけれども、やはり団塊の世代と言われている昭和22年から昭和24年生まれの方が77歳になられる令和7年度から令和9年度までがピークになるのではないかとというふうに担当では予測しております。

以上です。

(金澤) やはりピークが令和7年から令和9年という形で、この辺が一番75歳以上が増えるということ。私もその一人なのですけれどもね。すみません。

次にやるのですけれども、敬老会開催事業の中止で、今まで1人2,000円の補助があったのですが、これをなくしたことで約3,500万ぐらいの予算が削減されるということで、答弁の中では祝敬老だよりを作成したり、地域のお買物券を配布するというお話がありました。実際うちの町内なんかでももう、年寄りの会があるのですけれども、そこではコロナの関係でやっぱりお買物券をお渡ししているのです。もうちょっと関連施設として考えているものがあるのかどうか、その辺をお聞きしたいのですけれども。

(福祉課長) 今委員さんのほうからお話がありましたとおり、敬老会の事業を廃止することによりまして、祝敬老だよりというものを新たに発行させていただきまして、市を挙げて敬老の意を表するというので、今までの支給とは別な表し方に変更したところでございます。何か別のというお話ですけれども、ちょっと前の委員さんにもお答えをさせていただいたところの繰り返しになりますが、高齢者が安心、安全に暮らせるまち鴻巣というものを実現するため、スローガンを掲げまして、高齢者の見守りサービスを実施する、あとは祝敬老だよりへ地元商店協賛の割引等の実施をするということで、市を挙げて皆さんで高齢者をお祝いしたいという形にしたいと思っております。

以上です。

(金澤)ちょっと質問がずれてしまうかもしれないのですがけれども、75歳以上だね、独り身でお住まいになっている人がいるではないですか。社会福祉協議会のほうとも連携したモニターをやっているのだけれども、あれはある程度やっぱり個人の守秘義務とかいろいろあるのですけれども、あれなんかも町内会の担当していて非常にその辺のネックというのがあるので、その辺もうまく敬老会のこの分とリンクして推進していただければなというふうに思います。

次に、157ページの生活困窮者自立支援事業について質問させていただきます。

(委員長) 金澤孝太郎委員、手を挙げて。別枠ですよ。

(金澤) はい。157ページの生活困窮者自立支援事業について3問質問させていただいているのですが、1問目については、これは分かりましたのでいいです。

2問目の、現在社会問題になっている若年層のヤングケア問題。これも生活困窮者自立支援の中に入ると思うのだけれども、この辺の支援というのはどういうふうになっているのか。

(福祉課長) お答えいたします。

こちらの生活困窮者の自立支援事業の中に子どもの学習支援というメニューがございます。こちらは市内の2教室で実施しているところなのですが、指導してくださる先生の方とこちらに通われているお子さんたち、学習支援だけではなくて、様々なご相談をさせていただいたり、学校での様子などを聞いたりとか、そういう相談も行っていると聞いております。ですので、例えばその中で先ほどありましたヤングケアラーということですが、勉強ができないぐらい家事を請け負っているとか、あとは小さいお子さんの面倒を見るために学習支援にすら来られないとか、そういった方には家庭訪問等も実施していただいているところがございます。こういった生活困窮者の自立支援の中で、そういった発見もできるのではないかとというふうに想定しております。

以上です。

(金澤) 当然ヤングケア問題なので学校の教育問題云々があるのだけれ

ども、これはケアを実際やっている子というのは日常生活の中でトイレの掃除とか、洗濯物のあれとかいろいろ大変なところ、分からないところをやらなくてはならないわけですね。だから、その辺も補助というか、教えてもらえるとか、そういう支援というか、その辺もある程度拡張できるのですか。支援体制としては。

（福祉課長）ヤングケアラーの直接的な支援というのが生活困窮者の自立支援でできているかということになりますと、先ほど学習支援の先生たちのほうの相談をしていただいたり、あとは十分に学校に通えないところの学習の支援をしていただいたり、そういったところになるかと思いますが、ヤングケアラーに関しては今後、重層的支援体制整備なども利用しながら、市を挙げてやっていかななくてはならないと担当としては感じております。

以上です。

（金澤）時間もあれなので、最後の質問をします。

生活困窮者自立支援がうまく機能していかないと最終的には生活保護への道へつながってってしまうのですけれども、コロナ禍で従来以上に密な支援体制が当然必要になってくると思うのだけれども、支援体制の強化、この辺はどのように考えているのか、最後の質問をさせていただきます。

（福祉課長）お答えいたします。

生活困窮者の自立支援センターのほうには、コロナ禍で職を失ってしまい収入が減少したりとか、あと本当に切実で、何百円しかお持ちでなくて食べるものがないというようなご相談を日々受け付けております。相談件数も増加しております。本当に来ていただける方がほとんどなのですけれども、一応昨年度コロナ禍ということで強化をするという意味で、支援強化の事業として、来ていただかなくてもウェブで、インターネットを活用しながら対面で相談ができるようにパソコン等を購入させていただきまして、ウェブでも相談ができるような強化事業は昨年度実施をしたところでございます。

以上です。

（菅野）最初に、民生費、教育費って全項目に関わることでお聞きしますが、会計年度任用職員報酬というのがかなりの部分に計上されています。民生費が2億5,746万4,000円、教育費は2億2,071万9,000円、あとは総務費は5,364万、衛生費は2,423万、労働費は349万6,000円、農水費は89万3,000円、商工費は152万、全体で5億6,466万3,000円が会計年度任用職員制度というところから出されているわけですが、この制度がいつから始まって、本市の場合どのようにいわゆる民生費、教育費の中で事業として成果が出ているのか、この点をお聞きします。

（教育部副部長兼学務課長）今お話しいただきました会計年度任用職員についてですが、まずは鴻巣市としての会計年度任用職員の規定があります。その内容を踏まえ、鴻巣市教育委員会では、各学校に配置する会計年度任用職員ということを位置づけて、令和2年の4月1日より教育委員会としては対応している現状がございます。職種につきましては、学務課といたしまして、あるいは学校支援課としまして等々、様々な職種がございますが、その内容に準じて適正な配置、適正な人材の、面接等を踏まえて配置している現状がございます。

以上でございます。

（菅野）職員の任期がまずは具体的にどのようになっているのか。例えば4月から翌年3月まででなっているのか。あとは、多くの自治体は非公募の場合2回、3年を上限としているといたしますけれども、任期はどうなっているのか。それから、民間から同じ職場で、民間なら本来5年働けば無期雇用にできるという無期転換ルールというのがあるのですが、本市の会計年度任用職員にはこうした無期転換ルールというものは適用されないのか。大原則として、雇用期間の定めのない職員が本来公務を担い、家庭の事情などでフルタイムで働けない人は短時間の正規職員として働くようにするのが本来ではないかと思うのですが、この点を本市ではどのように制度の中で運用しているのかお伺いします。

（教育部副部長兼学務課長）鴻巣市会計年度任用職員の規定につきましては、そちらのほうで詳細が設定されているのですが、教育委員

会で対応している内容につきましては、特に任期については1年任期というところで、1年ごとに更新を対応しているところがございます。以上です。

(菅野) そうすると、無期転換ルールというのが本来あると言われていたわけですがけれども、1年ごとに、ではほとんどの方が辞めていくのかね。とにかく教育費だけで2億2,071万9,000円も会計年度任用職員に使われているということは、民生費と教育費を合わせて全体の85%使われているのです。この点を民生費で使う分と教育費で使う分で……

(委員長) 菅野博子委員、すみません。もう少し大きな声ではっきり質問していただけると大変聞きやすいと思いますので、よろしく願います。

(菅野) はい。会計年度任用職員制度のこの予算の中で、5億6,466万3,000円が全科目の中で計上されているわけですがけれども、そのうち民生費部分が45%で2億5,746万4,000円となっているのです。教育費は、39.4%で2億2,071万9,000円となっているのですけれども、この中で任期が教育部分が1年ということは、民生部分も1年ということなのでしょうか。業務によって例えば3年になるとか、そういうことはないのかね。多くの自治体で非公募の場合は2回3年を上限としているということも聞いていますので、上限がどうなっているのか。1年ごとに何回でもできるということなのかね。

それから、同じ職場で働けば無期雇用になる無期転換ルールというのが本来あるわけですがけれども、このことについては本市としては対応していないのかね。1年で辞めてもらいます、続けてくださいということをやっているとしたら、5億6,466万も使って会計年度任用職員の、いわゆる教育部門でいうなら子どもたちにも対応するわけですから、子どもたちにもそれなりの、1年交代でくるくる回るのはどうなのか、その点もお聞きしたいと思います。

(教育部副部長兼学務課長) 他の部署につきましては詳細はこちらでは把握していませんけれども、鴻巣市教育委員会といたしましての会計年度任用職員につきましては、先ほども申し上げましたけれども、1年



ということになっています。

また、継続してできるか、できないかというお話がありましたけれども、そちらにつきましては、学校での状況ですとかご本人のご希望に、毎年応募、募集をするのですけれども、そちらのほうで面接等を繰り返し、そのご希望に沿いながら、その配置については努めているところで現状はございます。

以上でございます。

（菅野）これはちょっと教育長にお聞きしたいのですけれども、教育長って出ていないね。

（委員長）いません。

（菅野）今日は出ていないか。1年交代でくるくる替わるという状況はどうかということで、多くの自治体が2回3年を上限としているという点と合わせると、鴻巣の場合は1年でやるほうも子どもと心が通うか通わないかで終わってしまうという状況にはなっていないのでしょうか。教育の中でとてもいい方法なののでしょうか。そこをお聞きします。

（教育部副部長兼学務課長）教育部の中では、各学校現場において様々な職種があります。例えばいきいき先生ですとか学校の事務員ですとか、日本語指導員ですとかさわやか相談員など、多岐にわたっています。このような皆様が各学校現場で、まずは1年間しっかりと仕事をしていただいている現状がございます。そして、学校のほうからも、非常によくやっていたいただいて、来年度もぜひ本校で継続して子どもたちのためにお願いしたいというような要望も踏まえて、そのような状況も併せながら、次年度も同じ学校に配置する方も当然いらっしゃいます。1年だからといって違う学校にすぐ行くということはなく、各学校の実情や実態、ご希望、本人の要望等も踏まえて適切に対応している現状がございます。

以上でございます。

（菅野）本当は雇用期間に定めのない職員がちゃんと業務を担って、職員の中でも家庭の事情でフルタイムで働けないという人が、この人たちは会計年度任用職員ではなくても短時間で働ける正規の職員として働け

るように、会計年度任用職員を使わず、そういう形での教育行政というのはできるのか、できないのか。

（教育部副部長兼学務課長）こちらのほうは、教育委員会単独で何かをするということは現在はできないと認識しています。

また、参考なのですけれども、令和3年度につきましては、会計年度任用職員全体では184名を配置しています。また、来年度につきましても、現在のところ190名というところで、各ご希望に沿いながらその設定、配置に努めているところでございます。

以上でございます。

（菅野）だんだん増えていくというのはいかがなものでしょうか。本当に必要なら正規の職員になぜできないのかということです。なぜ1年交代、やり方によっては2年交代という形に教育分野の、ましてこれから子どもたちを育てるといふ、学校分野でのそういうのも含めてなぜ正規の職員に替えていくことができないのか、ここをお聞きします。

（教育部副部長兼学務課長）現在のところ増えた状況、理由につきましては、毎年各学校の学級数等々、条件が変わっていきます。来年度増加した理由としましては、昨今出ていますけれども、特別支援学級のほうが市内の小中学校で増えることが確定しております。田間宮小学校、赤見台第二小学校、赤見台中学校、吹上北中学校の4校です。そちらのほうでも特別支援教育指導員という立場の方がいるのですけれども、そちらの方を充てて、さらに充実して対応できるようにというところで増加したという現状がございます。

以上でございます。

（菅野）今言った特別支援員という方を正規の職員としてちゃんと一つの学校に、転勤はあるにしても、きっちり配置するということはできない。何としてもこの会計年度任用職員というのが、本来金銭的に言うと例えば一人の先生が1か月働いて幾らもらえるけれども、それに合った給料ではないと思うのです。そこら辺をなぜ必要なものはちゃんと教育費として配置するということができないのかというのをお聞きしているのです。

(教育部副部長兼学務課長) そもそも教員の数というのは学級数によって定められています。それで、特別支援教育のクラス数によっても教員の数が決まっていきます。なので、まず各学級には必ず県費の職員がつくことになります。その方以外の立場のお方で、つまり今回の会計年度職員さんの方のほうで手厚くサポートできる、支援をするという立場のお方の配置となっておりますので、単独で正式な形、県費の方はまずしっかりとつくという大前提で会計年度任用職員を配置しているという状況がございます。

以上でございます。

(菅野) 159ページの重度心身障害者医療費助成事業費、2億3,117万9,000円という金額が計上されていますけれども、この重度心身障がい者の方の給料2億2,793万5,000円……

(通告していますかの声あり)

(菅野) 通告はしているのですけれども。ついていないか。ついていない部分だけか。

(委員長) 通告しているものをお願いいたします。

(菅野) では、321ページです。321ページの小・中学校適正規模及び適正配置事業が出ていますけれども、この適正配置ですけれども、鴻巣の場合とはにかく何人を目標にしているのかね。あと、滑川町というところがあるわけですけれども、人数が少なくても、要するにきっちりと小規模校でも地域のいろんな課題の中心になれるように、例えば人数の少ない学校は地域の公民館活動的なものも一緒に入れて事業をやっているわけです。ですから、何が何で40人にしなくてはいけないとか、そういうことではないと思うのです。今度川里は3つの小学校を川里小学校とって1校にすると言っているのです。やはり近い距離で、住民が地域のいろんな文化も含めて学校と交流できるというのが本来のやりようだと思うのですけれども、ここを何らかの改善ができないでしょうか。なぜ小さい学校がまとめなくてはいけないという考えになるのかね。小規模ほど地域の皆さんとの交流ができると思うのですが、川里の現状も含めて答弁をお願いします。

(教育部参事兼教育総務課長) お答えいたします。

まず、滑川町につきましては、本市とは人口規模にも違いがございまして、人口の増加率も違いがあります。今回、滑川町の小学校は3校あるのですけれども、うち2校は約490人、600人ということで、適正規模校ではないかなというふうに考えております。一方で、1校は134人ということなので、こちらは委員さんがおっしゃるとおり、小規模校ではないかというふうに思っております。恐らく小規模校では教育的な格差が広がらないようにそれぞれ努力されているのではないのかなということが想像されます。本市としましては、やっぱり国が示している12から18学級というのをまず目安としておりまして、小規模校のデメリットであります人間関係の固定化ですとか、多様な考え方に触れる機会が少なくなるということ、また小規模校メリットも当然ございまして、児童一人一人に目が行き届く、細かな指導ができるということもございまして、本市としましてはやっぱり小規模校といっても著しく児童数が少なくなってしまう、そういった中で集団的な教育活動に支障が生じてしまうということが懸念されますので、そちらのほうのデメリットのほうを考えたときに、やっぱり国が示している12から18学級がいいのではないかなというふうに思っております。

以上です。

(菅野) 滑川小学校も少なくとも、要するに少ない場合は地域のいろんなことをその学校でまとめてやっていくと、そういうふうにして地域との交流を増やして、要するに小学校というのはやっぱり核だというわけですね、地域の。いろんな運動の核になるから、なくなると、どうかそれが元と同じ状況で、市民とのいろんな公民館活動や、そういうのとの連携も含めてあるわけです。鴻巣なんか笠原小学校を廃校すると言っていますけれども、今年で今度は1、2年についてはもう中央小に来ているわけですから、3、4、5、6は今年の4月からバスか何かで送り迎えすると言っているわけですが、笠原地域というのは大変そういう面でいうと公民館活動で市民や、皆さんと子どもたちともう本当に結びついているのです。小規模だから教育上子どもたちによい影響

は及ぼさないという考えは、いろんなどころで実践されていると思うのです。何回も今までも言っていますけれども。何らかの考える余地はあるのではないのでしょうか。川里が、では3つの小学校を川里小学校にすれば、より子どもたちが交流ができて発展的な教育行政になるという根拠というのはどこにあるのでしょうか、お聞きします。

(教育部長) 先ほど教育的な観点からは課長からお話をさせていただいたところですが、そのほかの部分について、川里については村時代からの校舎でして、屈巢小学校、広田小学校についてはさほど子どもたちは減っていないのです。共和小学校もそのまま子どもの数というのはある程度維持して、今後ちょっと減っていく予想にはなっているのですけれども、屈巢、広田がそんな減っていない状況の中で、35人学級は今後各学年になっていくとなると教室数がもう不足していく状況です。級数が不足していく中で、では校舎を別棟で造るのか、校庭を潰して造るのかとかという、そういう議論と、あわせて校舎がやはり相当老朽化しています。そういう老朽化している中で、まず子どもたちが学習する環境がそれでいいのかということも含めて、先ほど言った課長の説明のとおり、まず子どもたちの学習の部分を含めて、あと物理的な部分も含めて総合的に考えた中で、一つの小学校で新しい環境の中で川里地域の子どもたちがそこで勉強していただくというのが理想であるというふうに考えているところです。

(菅野) 屈巢小が人数少ないから、経費がかかるから屈巢小の人数が少ないというのが一番のその条件なのですか。共和小か。共和小が少ないということか。

(教育部長) 先ほど申し上げたとおり、屈巢小学校、広田小学校は人数は減っていくわけではないのです。ある程度の人数をおります。ちょっと今資料を持っていませんけれども、ある程度の人数はおりまして、共和小学校が……

(減りそうだとの声あり)

(教育部長) もともと少ないのですけれども、しばらくは維持していくのですけれども、将来的にはやはり減っていく状況です。子どもの人数

が少ないからということではなくて、まずは12から18学級という適正規模校を目指す中で、ちょっとすみません、繰り返しますけれども、今度35人学級が今後ずっと6年生までなっていくとなると、村時代に建てた学校ですので、教室数がもう少ないのです。各、広田小学校にしても屈巢小学校にしても共和小学校にしても。教室数が少なくなる中で、この子どもたちの35人学級の影響だとか、あとちょっと子どもたち増えたりしている部分はあるので、そうするともう学ぶ場がないのです、物理的に。

(教室が少なくなるの声あり)

(教育部長) そうすると、では教室を造るのですかという話、学校を、校庭を潰してプレハブを造るのですかという話になっていくと思うのです。そうすると、それと含めて、またちょっと繰り返してしまうのですけれども、校舎がもう老朽化しております。そういう影響を修繕を含めて対応するのかというところもなかなか難しい状況ですので、子どもたちが快適に過ごせるような環境を整えるのがやはり教育委員会の使命だと思っておりますので、そうすると3校同じような状況ですので、新しく一つにして、小中連携教育もしくは義務教育学校として考えていくべきだというふうに考えております。

(菅野) 鴻巣の場合は、例えば駅前再開発事業なんか物すごいお金を出しているではないですか。A地区はもちろんですけれども、今の駅通り地区なんか76億の事業費に33億も出して。いわゆる出すところには山のように出しているわけです。それで、それもA地区のようにまだちゃんと図書館や映画館とか、そういうところを造ったのならまだしも、駅通り地区というのはマンションだけですよね。長谷工のマンションのためにお金出したわけですから。公園整備はやっていますけれども。そういうお金の使い方からいうと、子どもの教育というのは、かえって小学校があるほうが、駅から近ければ川里はまた人数が増えるかもしれないですよ。ですから、お金の使い方からいうと、大型開発よりもまずは教育行政にこそお金を出すべきだと思うのです。地域の拠点になるわけですから。屈巢小もあれば本当にいいわけで、何も3つ固めて川里小学校

にするのだから、新しくなるのだからいいだろうというのは教育の原点から外れると思うのですけれども、なぜそれが、お金がかかるから、どれも老朽化しているからという言い分ですけれども、地域が離れているわけですからね。地域の拠点として、あとは公民館活動も含めてやれるような状況に持っていけばいいのであって、考えが逆ではないかなと思うのです。この点はどうですか。当然なのですか。くっつければ安上がりだという教育方針は。

（教育部長）菅野委員がおっしゃるとおり、子どもの教育のために小中一貫教育もしくは義務教育学校というのを目指しているわけです。そのための川里小学校という案になっているところです。川里地域については、川里生涯学習センターとして一つの公民館施設がありますけれども、そこを拠点として川里にお住まいの地域の方々は活動されているというふうに考えております。

以上です。

（菅野）では、331ページの外国語教育推進事業についてお聞きをします。委託料に民間ALT派遣委託料、JETサポート業務委託料7,078万円が計上されています。これが一番大きい金額です。実際に派遣されている方は外国人の方が多いのかね。

それから、労働条件なんていうのは、このような派遣事業で委託料を出す場合どういうふうになるのでしょうか。市が直接頼むのではなくて会社に頼むのでしたら、いわゆる労働条件がきちりしていなければ安定して勤務してもらえないと思うのです。1年交代になったりとか、やっぱり子どもたちに影響があると思うので、そこら辺はどのような状況なのか。民間ALT派遣委託料。

（学校支援課長）外国語教育推進事業の外国語指導助手ALTにつきましては、市内の小中学校に合計17名のALTを配置しております。勤務時間としては、学校にもよりますが、8時15分から午後4時15分までの間であります。業者との契約の中にALTの労働条件とか含まれておりまして、市内で11か月間の契約になって配置をしております。来年度もこのような予算を計上した上で、この事業を継続させていただき

たいと考えております。

以上です。

(菅野) 11か月の契約ということは、来年は自分は人数に入るのかどうかみんな、では毎年冷や冷やししながら働いているのでしょうか。11か月契約でちゃんと教育となるのでしょうか。

(学校支援課長) 今年度の派遣業者につきましては、この1年間契約をしたわけなのですけれども、例えばこの派遣業者が本市と契約しないような場合でも、他市町と契約を結んで、そちらのほうの小中学校に派遣されるといようなことになると思います。

以上です。

(菅野) この方と一回会ったときに、とても経済的にやっていけないということで、もう辞めると言っていたこともありまして、安心して、公教育に頼むわけですから、幾ら民間を頼むからといってもきっちり引き続いてできる賃金制度にしなくてはいけないということに思うわけです。この点がちゃんと確保されなければ、外国人が日本に来ると安いお金で使われたで終わってしまうようでは大変困ると思うのですけれども、どうでしょう。改善できるのか。

(学校支援課長) 先ほど申し上げましたように、今年度17名のALTを派遣して、来年も同じ数なのですけれども、給与の面でALTが例えば辞めたり交代するという件は、昨年度、今年度給与の面では特には聞いておりません。

以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時02分)



(開議 午前10時19分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

学校支援課長より訂正の発言の申出がありましたので、許可いたします。

(学校支援課長) 申し訳ありません。先ほど金澤委員さんからのご質問の中で、中学校部活動についてご質問いただきました。その中で、外部



指導者の中学校の人数なのですけれども、私各校約8名と申しあげましたが、6名の間違いでございました。訂正をさせていただきます。よろしくお願いたします。

以上です。

(委員長) ご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

ほかに質疑はありませんか。

(金子) それでは、質疑をさせていただきます。ちょっと時間もございませんので、飛ばしたり飛ばさなかったりしながら質問をしていきたいと思えます。

まず、155ページ、避難行動要支援者事業になるのですけれども、こちら本会議と、あと前任者の質問もございまして、対象が1万2,000人ぐらいというお話までは伺っておりますと。こちらに関しては、やはり私も記憶に、2019年の台風の後一般質問のほうでこういった方の名簿をしっかりと管理することの大切さというところは議論させていただいたところではあるのですけれども、改めて今回273人とか個別で管理するとかというお話を以前していたかと思うのですけれども、このデータの管理の仕方というものはどういうふうにやっていくのか、またそれに当たって要支援者の申請書が出ている数ということでもいいのかどうかについてお伺いしたいと思えます。

(福祉課長) お答えいたします。

具体的な管理の方法というお話ですけれども、こちら災害時要援護者支援システムというものを導入させていただきまして、そちらのシステムの中で名簿等の管理を行っております。それと、申請書等の提出ということですが、避難支援者等関係者名簿ということで、民生委員さんを通していろいろと同意をいただいているところなのですが、そちらのほうの方については申請という形でいただいております。

以上です。

(金子) では、この1万2,000人とか273人とかというのは、その要支援者の申請が出ている人と、あと福祉課のほうで把握している人等を総合

した数字という認識でよろしいでしょうか。

（福祉課長）避難行動要支援者の対象者は、確かに障がい者の方ですとか、75歳以上の独り暮らしの方ということで広くなってきておりますので、1万2,053人が今、4年の2月1日現在の数でございます。こちらの方の名簿の中から個別計画の策定をしている方というのは、支援者を策定していただいている方というのが273名の数字になっております。様々な、自主防災ですとか民生委員さん、あとは自治会などに名簿の提供をしてもいいですよという本人同意をいただいている方という方たちが名簿の情報提供者で同意をいただいている方になりまして、こちらが393名という形になっております。

以上です。

（金子）では、もう一回整理をさせていただくと、393名が名簿提出同意者で、その中でさらに個別、ご自身でこうなった場合私はこうやって避難をしますみたいな個別の計画を市側に提示しているのが273人という理解でよろしいですか。

（福祉課長）そのとおりでございます。

以上です。

（金子）よく分かりました。

その場合、1万2,053人全体でいるということで、せめて名簿を提出していいよというのが400人もいないぐらい、393人ということで、そのほとんどの1万1,600人ぐらいという方は、対象になっているけれどもアクションがないという方なのかなと思うのですけれども、こういう方は一応市としては把握はしているわけではないですか。その場合、有事の際、同意とかはなかったとしても何かしらの支援というのができるものなのかどうかということを教えてください。

（福祉課長）今委員さんがおっしゃるとおり、1万1,000人以上の方に対してはまだ名簿の提供の同意もいただいているところ、こちらは担当としても課題に思っておるところでございます。今、鴻巣市全体で地域防災計画の見直し等も行っているところですので、来年度以降こちらのアプローチの方法に関しては、担当としても危機管理課のほうと情報を共

有らせていただいて、速やかにこちらの対象者の方に対してもこういった制度があるよというのを周知してまいりたいと思っております。

以上です。

(金子) では、今後その方たちには周知を図るというか、こちらから何かしらのアクションを検討されるということでした。

先ほど最初に出た要支援者支援システムについてちょっとお伺いをしたいのですが、ここに何か情報を入れておけば民生委員の方たちはこれが更新された際にすぐに見られるというか、情報更新が分かりやすいものになっているのかどうかお伺いします。

(福祉課長) こちらのシステムは、民生委員の方に見ていただくようなシステムというよりは、担当で名簿の管理等を行うためのシステムで使っているものでございまして、民生委員さんに対しての名簿の提供はこちらからリストを、抽出をかけて紙レベルで今はお渡しをしているというものになります。

以上です。

(金子) その名簿というのは、大体どれくらいの頻度で更新をかけて再度お渡しをしているのでしょうか。

(福祉課長) システムのほうの情報の更新は月次で行っておるところでございまして、名簿の提供に関しては年に1回お渡ししているものでございます。

以上です。

(金子) 分かりました。では、こちらに関してはぜひ残りの1万1,000人以上の方へのアクションというのをぜひご検討していただきたいなと思います。

では、続いて157ページ、重層的支援体制整備事業になるのですが、こちら以前、前任者等の質問で、今複数の部署で個別にしっかりとご対応はされているということはお伺いしていて、ただこちらの担当を臨床心理士の方というのを雇用したりですとか、組織として対応、組織化ができれば組織を横断したものになるかという理解をしたのですが、複数の部署にまたがる案件の情報整理というか、情報の見える化を

このシステムで行っていくのだと思うのですが、これ具体的にどういう項目が入れられて、どういうように各課が見られるようになって、どういうふうに対策、今までと劇的にというか、今までよりも対応がしやすくなるのかという具体的なところを教えてください。

（福祉課長）お答えいたします。

予算計上の中のシステム導入の委託料の今ご質問かと思うのですが、こちらのシステムは担当内の例えば名簿、そういう支援をしていかなくってはならない方たちの管理をするためのシステムというものではなくて、今鴻巣市とすると支援をする機関がこういうところですよとか、あとはそのご相談を受ける方たちがご自分でホームページを見るような形で見ていただいて、支援機関がどこにあるのかなとか、相談をするところがどこにあるのかなとか、そういったのを、どちらかというホームページのようなものを重層的支援体制で専門的につくるというのをイメージしていただけると分かりやすいかと思うのですが、庁内の串刺しにするようなシステムということでは今はございません。今扱っている、それぞれ子育てですとか福祉課、あとは障がいとかで使っているシステムというものは、個々に基幹系のシステムというのを導入はしているのですが、そちらの広い意味で情報共有が図れるというシステムのこれは予算計上ではないというのをちょっとご理解いただければと思います。

以上です。

（金子）分かりました。では、ホームページみたいなものというところで。

恐らくこういう組織ができた場合というのは、その組織が調整役になるのでしょうか、各、本当にもう今までの福祉部門と、あと教育部門、別部署、別の部の情報もこの方が吸い上げていただく必要があるのかなと思うのですが、システムと言わずとも、どういうふうな形でいろんな、何千件とかもしかしたらケースがあるのかもしれないですが、そういったものを全体的に見られるようにするおつもりなのかお伺いをします。

(福祉課長) お答えいたします。

一応国の予算で補助金のつくところと一度、今金子委員のほうからご質問があったシステムの改修費用のところも補助対象になるというものは計上あったような軌跡はあるのですが、国のほうの補助対象にはなっておりません。予算がつかなかったという連絡は来ております。今のほうから、アウトリーチと私たち呼ばせていただいているのですけれども、そういった支援をする上で会議を開いたりですか、支援策を管理したりというのはエクセルレベルで、紙で管理をするような、あとはエクセルレベルでフォーマットが示されているところでございまして、市のほうでどのようにそれを使って部を越え、課を越えといったところを管理していくのかというのは来年度から検討してまいりたいと思っております。

以上です。

(金子) そのこのところ、全庁的な横断というところが恐らくこの施策の一番重要なところなのかなと思いますので、別に金かかってシステムつくれという話ではなく、エクセルでも全然いいと思うのです、それが機能するのであれば。ということですので、その辺の体制づくりというものは、もう一度確認をしますけれども、来年度以降どういった形が一番いいのかということも含めて検討をしていくという認識でよろしいかお伺いします。

(福祉課長) 重層的支援体制整備については、事業開始に向けて検討委員会をつくって検討してまいったところでございますので、組織ができてからも同じような組織で対応してまいりたいと思っております。

以上です。

(金子) では続いて、通告書169ページ、要援護高齢者等支援事業……ちよっと一旦飛ばします。

飛ばしまして、221ページ、保健衛生総務費庶務事業のほうにお伺いをしたいのですけれども、こちらは済生会加須病院というのの協定というところで3,000万円の予算が計上されていると思います。本会議等でもいろいろご説明があった形ではあるのですけれども、我々鴻巣市民にとって

すごく便利になるというところなのかなと私は理解をしているのですが、改めましてこちらの協定の目的と3,000万円拠出の内容、なぜ行うのかというところをもう一度お伺いできればと思います。

(健康福祉部参事兼健康づくり課長) 答えいたします。

まず、協定の目的でございますが、鴻巣市と済生会加須病院が相互に緊密な連携を図りまして、鴻巣市における地域医療ですとか市民サービスの向上を図っていくことを目的としております。

また、三次救急に対して3,000万円の財政支援をなぜするのかということでございますが、三次救急、いわゆる救急救命センターは、命に関わる重篤患者を受け入れて高度な救命医療を提供するものでございます。実現すれば、本市にとりましては最も近い三次救急医療機関となります。現在は川越の埼玉医大の医療センターですとか、さいたま赤十字病院ですとか、そういったところに搬送されているのが、今度近くになりますので、これよりも短時間での搬送が可能となります。本市といたしましては、この救急救命センターを何としても軌道に乗せていただきたいと考えておりまして、一般会計予算に3,000万円の負担金を計上させていただきました。

以上です。

(金子) では、今度からこちらが完成すればそういった形になるのかなと思うのですが、その場合、市民の方ですとか、あと県央のほうもそうかと思うのですが、周知方法というのはどうやって行っていくのかお伺いします。

(健康福祉部参事兼健康づくり課長) 済生会加須病院なのでございますが、今、三次救急の医療機関としての申請を県に提出していると伺っております。予定ですと、県から3月の中旬から下旬にかけて三次救急医療機関としての承認が出るというふうに予定を聞いておりますので、それを踏まえ、タイミングを見てホームページやSNS等での周知を検討していきたいと考えております。

(金子) では、こちらの件に関しましては、本当に近いところでそういった受け持つ、三次救急ということはもう相当の重篤な症状の方、一秒

を争うような症状の方というのを搬送ができるというところで、すごく大きな意義を感じるなど私自身は理解をしたのですけれども、ただ大変残念なのは、先日の本会議の中で諏訪議員のほうから、これ3,000万円出すというのはもう命の選別ではないかという、命の選別、大変重い言葉だと思うのですけれども、という言葉が出ました。私はこの言葉が出ること自体大変残念だなどと思って聞いていたのですけれども、そういう意味ではないよねということ私は理解をしたいのですけれども、この言葉について市側はどのように受け止めたのかということについてちょっとお伺いをしたいと思います。

(健康福祉部長) それでは、命の選別というお話について行政側の受け止めというところでお答えをしたいと思います。

まず、本来行政、鴻巣市というのはあらゆる面で鴻巣市民の幸せを実現するために努力、働いているというところです。これは議員の皆様も同様だと思います。この中で、加須市、本当に隣町でございます。そこに、先ほど課長も申し上げましたけれども、三次救急の医療拠点、そういう病院ができる可能性があるということでございます。それならば連携協定を結ばせていただいて、応援、財政支援をするということで、鴻巣市民を積極的に受け入れていただける、これは市民の命、今まで救えなかった命を救えるという観点から考えると大変すばらしいものではないかなというふうに考えております。本市が誘致を望んでいた総合病院についても同様でございます、市民の健康や万が一の医療体制について安心していただける環境づくりへの投資として行うものと考えております。こうした本市の取組に対しまして、命の選別というご質問をいただきました。行政としては、非常に残念、かつまた驚きでございました。こういう財政支援に対して反対、疑問をお持ちなのかなというふうに受け止めたところでございます。

以上です。

(金子) まさに今部長の答弁にあったところなのかな、意義としては、私はこの財政支援を行うということは大変、そういった鴻巣市の市民の命を守るといった意味で大変重要な施策なのかなと思いますので、今後

詳しい計画が出てくると思いますので、ぜひ引き続き支援をしていただきまして、周知等も先ほど答弁あったように計画的に行っていただきたいなというところです。

続いて、ちょっと時間もないので、また飛びまして225ページ、予防接種事業のところでお伺いをいたします。今回、带状疱疹の新規の、補助対象にしたというところと、あとHPVのワクチンが国のほうで積極的勧奨の対象に再度なったというところで新規の部分があるのかなと思っております。特に带状疱疹に関しましては、私も去年の3月と12月一般質問もしましたし、鴻創会としても医師会の先生からのヒアリングを行って、その結果を市長、副市長にお話しして、予算要望のほうにも入れさせていただいておりますので、大変注目している事業でございます。まず、带状疱疹の予算の詳しい金額についてと、あとどの程度の患者さんを対象としているのか、その点についてお伺いします。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）お答えいたします。

まず、带状疱疹のワクチンなのですけれども、2種類ございます。まず、2回接種するものと1回接種するものがございまして、50歳以上の方、人数としては591人という人数を見込ませていただいております。これは、50歳以上の方の約1%が接種されるのではないかという見込みで計上させていただいております。その591人中で、約3割の方が2回接種の带状疱疹ワクチン、約7割の方が1回接種で可能な水痘ワクチン、こちらを接種されるのではないかという予測をさせていただいております。そのようなことから、積算の根拠といたしましては、2回接種の带状疱疹ワクチンにつきましては、1回の助成額が4,000円でございますので、4,000円掛ける2、また591人の約3割を見込みまして156万240円、また水痘ワクチンに対しましては、4,000円掛ける1回、591人の7割の方が接種するというような見込みをいたしまして158万3,880円、この金額を見込ませていただきました。

以上です。

（金子）人口の1%ということについては、私も一般質問でほかの市が、名古屋市とかがそれで始めてどんどん増やしているといったところもあ



るので理解をさせていただきまして。

あと、病院数、この接種が受けられる市内の病院がどれくらいあるのかというところ、またあと市民の方、これ待っていらっしゃる方、結構聞いているのですけれども、に対する周知、こういう病院で受けられますよみたいな周知も含めて行っていくのかお伺いします。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）お答えいたします。

まず、接種可能な医療機関につきましては、この後医療機関のほうにアンケートを取らせていただく予定でおります。周知に関しましては、4月号の広報、また市ホームページ、またSNS等で周知をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

（金子）あと、周知、今市内向けの周知についてご説明をいただいたかと思うのですけれども、これ結構県内だと北郡市でやるということなので、鴻巣だけではないというのは聞いているのですけれども、結構大きいことなのかなと思っております。初めてのことでありますので。メディアに対する周知というのは、市長の記者会見も含めてそういったことはやっていくのかどうかお伺いします。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）お答えいたします。

今回の带状疱疹ワクチンにつきましては、全国で今現在13自治体のみというふうにワクチンメーカーから聞いておりまして、もちろん埼玉県内では初めての試みとなります。報道機関への周知につきましても今後前向きに検討したいと考えております。

以上です。

（金子）では続いて、HPVについてお伺いをします。

こちらに関しては、個別の通知をどこまでの年齢お送りするようになるのかどうかお伺いします。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）HPVワクチン、子宮頸がんワクチンにつきましては、令和4年、来月、4月から個別勧奨が開始されることとなっております。定期予防接種となります令和4年度に小学校6年生になる方から平成18年生まれの高校1年生相当の女子の方に対しま

して、個別で接種の勧奨をしていく予定でございます。

(金子) すみません、ちょっと今聞き漏らしてしまったのですけれども、もう一回お願いしてもいいですか。

(健康福祉部参事兼健康づくり課長) 令和4年度に定期接種の対象となる平成22年生まれの小学校6年生から平成18年生まれの高校1年生に相当する女子の方を対象に、個別で接種通知を発送して勧奨してまいる予定でございます。

(金子) では、全員ということですよ。対象の方は。

(健康福祉部参事兼健康づくり課長) 申し訳ありませんでした。先ほど申し上げたのが定期接種の対象となる方になります。個別通知を発送いたしますのは、中学1年生から高校1年生相当の女子に対して個別で通知を行っていく予定でございます。

(金子) 広い年齢層で送っていただけるということを理解しましたので、次に行きます。

続いて、特に聞きたいのが321ページ、小・中学校適正規模及び適正配置事業なのですが、こちら1点だけ。今クラス数がほかの放課後児童クラブを学校の教室使ってやれないかとか、そういう話とかいろんなことが出るときに、全体的に学校ってクラス数が足りていないのですみたいな答弁を今まで何度か聞いた覚えがあるのですけれども、今回新たに策定をした、5校を廃止して、川里については新しい校舎ということなので理解ができるのですけれども、中央小とかその他の学校に関しては新たな学校から生徒、児童を受け入れたときに人数、教室が足りるのかどうかお伺いします。

(教育部参事兼教育総務課長) それでは、お答えいたします。

先ほど委員のご指摘にもありました鴻巣中央小学校につきましても、一時期よりも児童数、ピーク時よりも少なくなっておりますので、教室のほうは十分足りるというふうに考えております。そのほかの学校につきましても、基本的には何とか教室のほうは足りるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

(金子) 基本足りるということなのですが、それは35人以下の児童数というか、1教室というところ、国の方針にも合致するという認識でいいですか。

(教育部参事兼教育総務課長) 35人学級を導入した後も教室のほうは足りるというふうに思っているところなのですが、ただ吹上小学校なんかにつきましては今通学区域の見直しを行っておりますが、そういったところも含めて対応すれば何とか足りるのではないのかなというふうに思っております。

(金子) では、また飛びまして353ページ、生徒就学援助事業になるのですけれども、前の児童就学援助事業とちょっと併せての話になるのですけれども、こちら予算の減額が生徒就学援助事業のほうは昨年と比べて100万円、児童のほうは1,000万円ぐらい差があるのですけれども、こちらの原因について伺いを。減額されているのですけれども、原因を教えてください。

(教育部副部長兼学務課長) 予算の算出のまず根拠を改めたこと、またここ数年執行率が低かったことという状況から、令和4年度は減額をした現状がございます。

以上です。

(金子) 予算をより精緻で行ったという理解をしました。こちら、予算づけの計算方法というのはどうやって行っているか伺います。

(教育部副部長兼学務課長) 例年、過去5年間の認定者数から見込みを算出していましたが、来年度、令和4年度につきましては、直近の令和2年度と令和3年度の2年間の見込み認定者数及び認定者数の傾向から算出した経緯がございます。

(金子) では、時間がないので最後です。

こちら、以前私市民の方から相談を受けまして、中学校に中学受験をして市外に行かれるという方で、この事業の対象の方がいらっしゃいまして、そういった方が市外に行った際に鴻巣市対応できないのですよという説明を受けたということでした。こちら、今さっき算出根拠のほうだと、そういった方も当然受験するかしないかは事前には分からないわけ

ですから、もともと予算の中には入っているのだと思います。ただ、受験をしたから外に出るということで外れてしまうというところがちょっと予算上あるのであれば、そういった方もともと対象ですので、市外であろうが、住んでいるのは鴻巣ですから、対象にすべきなのではないかなと私は思うのですけれども、その辺についてというところ。

あと、ちょっと最後なのでいろいろ言うと、確かに市外で、ほかの市に来た子たちを、例えば北本から鴻巣に通っている子にお金を出して、そういう子は鴻巣に通っていればこの制度対応できるよとかということ鸿巣はやっていると思うのですけれども、それをやっていない自治体もあると思うのです。やっていないときはしょうがない、鴻巣のほうで面倒を見るとか、あとはほかに行ってもそういう制度があるのだよというのを窓口で教えてあげるとか、そういうことはできないか、最後教えてください。

（教育部副部長兼学務課長）まず、市外に住民登録があっても、鴻巣市内の小中学校に通学している場合については、鴻巣市の就学援助の支給の対象となっています。また、逆に鴻巣市に住民票があり、市外の小中学校に通っている場合は、市外の教育委員会で就学援助を支給している現状でございます。このように通学、区域外就学をしている場合は、市町村の間で就学援助事務の取扱いについては十分な連携、協議を行って適切に対応している実情がございます。

また、今の最後の質問につきましては、広く対象については周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

（委員長）以上で質疑は全て終わりました。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論ありませんか。

（金澤）それでは、議案第19号 令和4年度鴻巣市一般会計予算の文教福祉常任委員会に付託された部分について、賛成の立場から討論をいた

します。

令和4年度の一般会計予算は、SDGsの理念の下、持続可能な都市の実現に向けた、より一層充実した予算であると認識しています。令和4年度一般会計予算の総額397億9,500万のうち、歳出の民生費と教育費の合計は203億935万円で、51%のシェアを占めており、少子高齢化対策、福祉施策に重点を置いた予算になっていると思います。

文教福祉部門では、まずコロナ禍対策で、3回目のワクチン接種を鴻巣市医師会等の協力により、全ての対象者が早期に接種できるよう体制を構築しております。子育て支援では、3歳児健診に視覚屈折検査の導入や保育施設周辺のキッズゾーンの設置等で交通安全の確保を図り、子ども食堂等への応援金の交付の次世代育成子ども支援事業や、新たに箕田小学校に放課後子ども教室を開設し、安全、安心な場所づくりの推進など、子どもの出産から子育てまでの環境整備を一連的に推進する予算であります。福祉医療部門では、様々な市民ニーズに対応する支援整備のため、新たに重層的支援体制の整備や済生会加須病院との連携により、救急救命医療体制の整備に係る財源の支援を予算化しております。予防接種事業では、子宮頸がんワクチン接種や帯状疱疹ワクチンの任意接種を行い、接種体制を構築しております。敬老会は今年度以降開催しないこととし、高齢者には、祝敬老だよりの発行等、時代に合った健康増進、介護予防の事業を展開していると思います。

教育部門では、学校教育環境で、コロナ禍で中学校海外派遣事業が中止となりましたが、児童生徒1人1台の学習者用端末を整備し、全国的にも先進的な教育ICT環境が実現しており、また新たな中学校給食センターが完成し、4月からはより安全、安心な給食の提供が実現できるわけでございます。小・中学校適正規模及び適正配置の事業では、先般市内全域の小中学校の適正配置等の在り方の方向性が示され、4年度からの笠原地区のスクールバスの運行や笠原小学校跡地利活用の暫定利用も計画されているなど、教育環境のさらなる充実を実現する予算となっております。

本市は、地域応援サイトの全国戻りたい街ランキング2021で全国18位、

県内1位、地域注目度ランキングでは全国1位になるなど、全国的に注目をされております。市民目線に合った新たな課題に積極的に取り組む本市の市政運営を評価し、議案第19号 令和4年度鴻巣市一般会計予算のうち、文教福祉常任委員会に付託された部分について賛成いたします。以上です。

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(菅野) 反対討論を行います。

1点、会計年度任用職員制度について指摘をし、反対討論を行います。会計年度任用職員は、2020年4月から始まりました。非正規職員の処遇改善という当初の目的とは程遠い、不合理な格差と不安定な雇用が存置されてしまいました。正規職員と同様の仕事でも賃金に大きな差があることに加えて、新たな期末手当の支給と引換えに月例給を減額される。2つ目は、期末手当支給を勤務時間の長短で線引きするなどの格差がある。3つ目は、学校職員で学期ごとに雇用をぶつ切りにするなどの問題点が各地で明らかになっています。本来、会計年度職員の任期は1会計年度、4月から翌年3月までの範囲内とする、また再度の任用はできませんが、多くの自治体では非公募は2回3年を上限としています。民間なら同じ職場で5年働けば無期雇用にできる無期転換ルールも、会計年度任用職員には適用されません。住民に安定したサービスを提供するために、雇用の安定と処遇の改善は不可欠です。雇用期間の定めのない職員が公務を担い、家庭の事情でフルタイムで働けない人は短期保険勤務の正社員として働けるような制度にすべきです。本市の実態は、総務費が5,364万4,000円、民生費2億5,746万4,000円、衛生費2,423万7,000円、労働費349万6,000円、農林水産費89万3,000円、商工費269万円、土木費152万円、教育費2億2,071万9,000円、合計5億6,466万3,000円となっています。

以上を指摘し、反対討論といたします。

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第19号 令和4年度鴻巣市一般会計予算のうち、本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時58分)



(開議 午前11時00分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第14号 令和3年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算(第2号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(菅野) 9ページの普通調整交付金で、算定方法が変更になったということで、6,896万円が減額補正になっています。それから、特別調整交付金では、確定したので14万8,000円が追加となっていますけれども、この詳細についてお聞きをします。

ついでに、この同じページで、下の現年度分の中で、介護保険課が低所得者保険料軽減繰入金で確定によって408万8,000円減っているということなのです。これも含めてちょっとこの2点お聞きします。

(健康福祉部参事兼介護保険課長) 普通調整交付金は、全国の市町村間の保険料基準額の確保、格差を是正するために交付されるもので、65歳以上の高齢者のうち、前期高齢者と後期高齢者の加入割合や所得分布状況により国が全国平均と比較した補正係数を決定し、交付割合を算定するものでございます。補正係数が全国平均である1.0の団体は給付費の5%が交付され、補正係数が1.0を超える、全国平均より運営状況がよいと

判断される団体は5%未満、逆に補正係数が1.0未満の運営状況が厳しいとされる団体は5%を超えて交付される仕組みになっております。第8期介護保険事業計画では、交付割合算定式の基礎となる後期高齢者加入割合補正係数が要介護認定率により重みづけを行う後期高齢者加入割合補正係数から要介護認定により重みづけを行う後期高齢者加入割合補正係数と介護給付費により重みづけを行う後期高齢者加入割合補正係数の平均に変更されました。その結果、交付割合が昨年度は給付費の1.14%、8,926万6,000円交付されましたが、今年度は0.1%、796万7,000円交付と、91.1%の減少となっております。普通調整交付金については以上です。特別調整交付金につきましては、これは先ほどもお話しさせていただきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった被保険者について行った保険料の減免額を補填するため交付されるもので、交付額確定により計上したものでございます。

低所得者保険料軽減繰入金につきましても、当初予算で見込んだ第1段階から第3段階までの人数よりも、概算交付ですので、昨年度末の人数で交付申請しておりますので、見込みより人数が少なかったのが減額補正するものでございます。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論ありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第14号 令和3年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算(第2号)に



ついて、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 令和4年度鴻巣市介護保険特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

(委員長、議事進行の声あり)

(委員長) はい、議事進行。

(金澤) 確認なのですけれども、今の採決で菅野さんは棄権ですよ。

(委員長) はい、棄権です。

(金澤) では、全員賛成ですよ。

(委員長) 失礼いたしました。

では、議案第14号 令和3年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。大変失礼いたしました。

では次に、議案第22号 令和4年度鴻巣市介護保険特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時29分)



(開議 午後零時58分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第22号 令和4年度鴻巣市介護保険特別会計予算について、執行部の説明は終わっております。

これより質疑に入ります。本議案については、2名からの通告がございます。質疑はありますか。

(菅野) 介護保険に関しまして、数値的なものをちょっとお聞きしたいと思います。

鴻巣市の介護保険制度は、1号被保険者3万5,357人となっていますが、これは2021年度自治体要請キャラバンという鴻巣の社会保障推進協議会というところでやっている資料から取っておりますので、人数的に変更があればお聞きしたいと思います。1号被保険者数が3万5,357人、第1号介護保険被保険者の保険料の金額についてお聞きをします。基準保険料が6万2,400円で、第1段階保険料は1万1,800円、それからこれは基準値の0.3倍で、最高段階の保険料が11万2,300円、これは基準値の1.8倍ということで、介護保険料の段階は10段階となっています。市町村によってこの段階も違うのです。鴻巣は10段階、上尾は11段階、桶川は10段階、北本は11段階、伊奈町は15段階というふうになっています。それから、第1号被保険者のうち滞納者という部分が561人、それで……

(委員長) 菅野博子委員に申し上げます。

1つの質問を1つずつしていただいたほうが分かりやすいかと思っておりますので。

(菅野) 一連のところで切ってね。

(委員長) はい、一問一答でお願いします。

(菅野) では、要するに最初に言いました基準値、保険料の金額について、1号被保険者が3万5,357人で、21年度からの1号被保険者の改定が、基準値の引上げ額が4,800円となって、基準保険料が6万2,400円、そのうち第1段階の保険料が1万1,800円、基準値の0.30倍。それで、最高段階の保険料が11万2,300円、基準値の1.8倍で、保険料の段階は10段階となっていますが、このいわゆる滞納とかも含めまして払える額なのか、払えないということで大変な事態になっているのか、そこら辺介護保険制度が市民生活の中でどのように進んでいるかということをお聞きしたいと思います。

(健康福祉部参事兼介護保険課長) お答えいたします。

菅野委員おっしゃる割合につきましては、第9段階までは制度の中で決まっている割合になっております。第10段階は鴻巣独自で定めている割

合になるかと思えますけれども、それ以外は共通の、ほかの団体も同じような割合になっているかと思えますので、払えないという、これでは高過ぎるという意味かと思えますけれども、そういったことはないかと考えております。

（菅野）確かに最高段階の保険料が鴻巣は11万2,300円ですが、上尾はこの自治体キャラバンの数でいうと13万4,500円、桶川11万4,000円、北本も11万4,000円。安いのは伊奈町です。伊奈町は11万8,800円で、1万5,700円鴻巣が高いのです。基準値の割合でいうと2.0倍になっているのですが、介護保険料が払い切れないという、そういう市民の声や介護保険を引き下げるといふ、そういう論議はされているのかお聞きをします。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）お答えいたします。

他団体が11段階とか15段階とかと伸ばしているといひますのは、収入の多い方に多く負担をいただいて、その代わりに低所得者の割合を高くならないように調整するという意味でございますので、基準額が11段階以上、高いのはそういった意味で高いので、収入がある方には多く負担していただくという意味合いになりますので、それで払えないということはないかと考えております。

（菅野）鴻巣は10段階で、伊奈町は15段階なのです。15段階で、鴻巣に比べると13万4,500円から11万8,800円、1万5,700円も安いのですけれども、段階を多くして払える額に、給料の少ない人は下げていくというふうに、そういう改革というのはいできないものなのでしょうか。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）第8期介護保険事業計画につきましては、10段階で設定させていただきまして、それでも基準額につき5,200円というのは県の平均よりも安い金額でございましたので、第8期については10段階で大丈夫だろうというふうに考えております。第9期以降につきましては、基金残高とかそういったものを見て、急激な保険料の上昇が、基金投入で賄えなければやっぱり11段階以上に保険料段階を増やしていくことも検討しないといけないと考えております。

以上です。

（菅野）利用料自己負担割合別という被保険者数の数値が出ているので

すけれども、鴻巣の場合滞納者数が561人で、うち5件が給付制限を受けているというのです。給付制限が桶川なんかはゼロです。上尾が31ですけれども。給付制限が5件を受けているということは、どのような状況を市民に及ぼしているのかね。

それで、利用料の自己負担割合別というのがありまして、1割負担の保険者は3,958人、2割負担の被保険者は240人、3割負担は167人と、1割負担の方が圧倒的に多いわけですが、これらは例えば、一番少ないのはやっぱり伊奈町ですけれども、1割負担の1,530人で、2割負担が85人で、3割負担が58人となっているのですが、被保険者がこの料金を払うのに大変という数値にはなっていないのか、保険者数の数値が。これをお聞きします。負担についてです。この人数が介護保険を利用するのに負担になって、もっと改善してほしいという数値ではないのかね。しょうがないという数なのかお聞きをします。

(健康福祉部参事兼介護保険課長) サービスを利用したときの負担割合が2割とか3割という方は、収入が多いわけなのです。それですので2割、3割ということになっておりますので、これで負担割合が高くてサービスの利用ができないとかというご意見はいただいていません。以上です。

(菅野) 1号被保険者のうちの要介護認定者が、鴻巣の場合、要支援者1が311人、要支援者2が551人、要介護1が788、要介護2が851、要介護3が684、要介護4が650、要介護5が420、合計4,255人、12.0%で、この12.0%というのは県の、鴻巣から伊奈町の間では大変認定率が低いのです。一番多いのが上尾で15.7、桶川は15.5、北本は13.6、伊奈でさえ14.3という中、12.0の認定率というのは、介護が必要だという人がちゃんと数字としてつかまえているのでしょうか、それとも介護保険にかかる人が少ないから数字が少ないのだという捉え方なののでしょうか、お聞きをします。

(健康福祉部参事兼介護保険課長) 介護認定につきましては、認定審査会のほうで適正に認定のほうは出ていると考えております。鴻巣市のほうが認定率が低いというのは、介護予防事業等、力を入れておりまして、

そういったことで認定率のほうが低いという効果が出ているものと考えております。

以上です。

(菅野) 次は、2号被保険者の要支援者の数や要介護者の数、総合事業対象者数でいいますと、総合事業というのは鴻巣の場合ゼロなのです。それで、要支援1が9、要支援2が20、要介護1が14。人数ですよ、これは。14人。要介護2が34人、要介護3が16人、要介護4が5人、要介護5が12人と、合計110人となっています。これは、数でいうと鴻巣110で、上尾は240は人口多いからあれなのですけれども、桶川66、北本77、伊奈43という人数で、110というこの総合事業対象者の数は鴻巣のいわゆる市民の健康状態から見て正常な数字という、払い切れる介護保険制度だという数字と捉えているのでしょうか。

(健康福祉部参事兼介護保険課長) 第2号被保険者といえますのは40歳から64歳までの方で、脳の病気とかそういったことで介護が必要になったということで認定を受けている方の数字になります。人口規模に応じてとか、その辺の細かい分析というのはちょっとないですけれども、皆さん必要な方にはサービスのほうは届いているものと考えております。以上です。

(菅野) 要介護認定更新の区分変更をした結果というのが出ていまして、区分変更の結果、2019年度、重度の方750人が2020年度は区分変更したら重度の方が402人になっているのです。2018年度、認定外の方は7人が19年度認定外は5人、20年度認定外がゼロの場合、あと申請減免と全部、他の申請減免実施総額ゼロということで、こちらはゼロが続いているのですけれども、認定外という部分は、これは介護保険制度から、区分変更から外れてしまうということは、介護保険制度そのものを利用できなくなるということが保険制度の中では往々にしてあるのでしょうか。鴻巣が5件で、上尾でも15件で、上尾……

(委員長) 菅野委員、すみません。マイクをもう少し。マイクの。

(菅野) はい、分かりました。鴻巣が5件で、上尾市が3件で、桶川が15件で、北本が3件で、伊奈が1件ということは、上尾はたった3件で

桶川15件というのですから、どうやって認定するかというその選び方にかなりの差があるのではないかなと思うのです。認定更新の区分変更というのがどのように行われているのでしょうか。介護度に合わせて公平に行われているのでしょうか、この措置は。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）区分変更につきましては、ご本人の状態が悪くなったので区分変更を申請される方もいらっしゃるでしょうし、逆によく状態がよくなって申請する方もいらっしゃるかと思うのですけれども、私の手持ちの資料では、2年度で411件、区分変更の申請を受け付けております。それは、皆さん必要なサービスを受けるために区分変更を適切にしているものと考えております。

（菅野）2022年。今年。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）令和2年度で。

（菅野）令和2年ね。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）はい。

（菅野）令和2年というのは、去年だから2021年か。2021年、411件。2020年の402件と似たような数字ですね。分かりました。では、認定変更については対応できているということですね。

あと、利用料や条例と独自の減免、助成について。これは2020年度分の数値なのですけれども、鴻巣はゼロ、上尾は2,966万8,000円、桶川が67万8,000円、北本は147万5,000円、申請減免の受付の額です。鴻巣と伊奈はゼロになっています。それと、もちろん受付がゼロですから減免の実施もゼロです。それから、申請減免の実施総数というのももちろんゼロですけれども、上尾は受付が2万9,668で、申請減免を実施したのも2万9,668で、申請減免の実施した総額というのが6,041万8,606円、桶川は減免の受付が678件で、実施したのが614件ですから、64件は駄目と排除されたということなのですよね。申請減免した数字が2,760万8,651円だそうです。それから、北本は1,475件。減免の受付です。そのうち全部を北本は減免を実施しているのです。1,475件。それで、実施金額は852万1,681円となっているのですが、この申請減免の受付とかがゼロという数値はどういう制度の中の数値に見合っている数字なのでしょうか。

ゼロというのは。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）本市におきましては、新型コロナウイルスの影響で収入が減った方の減免等を受け付けておりますので、ゼロではないかと考えております。

（菅野）では最後に、特養ホームの入居待機者が鴻巣は164人、うち要介護1、2が25人で、地域包括支援センターは直営がゼロで、委託が5件となっています。定期巡回・随時型対応訪問介護が鴻巣は事業所が2個で、実利用人数68名、それから夜間対応が実利用はゼロ、認知症対応事業所が1個、それから実利用も1個、それで事業所数が3個、小規模多機能事業所が3個、実人数が62人、認知症対応共同生活介護が事業所が10で利用人数が158名、地域密着はゼロということなのですが、これらの数値は必要な人が全部受けられる制度の事業となっているのでしょうか。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）委員おっしゃったのは地域密着型のサービスだと思いますが、グループホーム等、お住まいになるものというのは定員がございますので、待機者等もいらっしゃるかと思うのですが、皆さんが全員ということではないかと思えます。通所だとか、あとは先ほどおっしゃった夜間対応とか、定期巡回とか、そういったものにつきましては、ケアマネジャーのほうで作成したプランに沿って皆さん利用できているものと考えております。

以上です。

（菅野）最後に、先ほど地域密着型サービスの各事業というあれがありましたけれども、鴻巣は事業所数が1個で22、これは鴻巣だけです。上尾や桶川、北本、伊奈はないのです。ゼロで。それで、でも上尾は3か所あるのです。利用がないけれども、3か所あるのです。それで、事業所数は、鴻巣は28事業所があって、利用実人数は446人、地域密着型通所介護です。それから、訪問型サービスは、現行相当サービスが29か所、緩和訪問Aが5か所、緩和訪問Bはゼロ。通所型サービスの中で、現行相当サービスが57。これは上尾、桶川、北本、伊奈の中で最高です。緩和通所Aが3個となっていますけれども……

(委員長) 菅野博子委員、例はもう大丈夫なので、簡潔に質問だけまとめてください。

(菅野) では、この数値については鴻巣のいわゆる介護サービスについては十分足りる制度で行っているという数値として捉えていいのかお聞きをします。

(健康福祉部参事兼介護保険課長) 総合事業の相当サービス、通所と訪問の相当サービス、あとは基準を緩和したはつらつのサービスがございますけれども、今は満員で、定員で利用できないというお話は来ていませんので、足りているものと考えております。以上です。

(野本) では、介護保険特別会計の令和4年度の予算につきまして、幾つか質疑をいたします。

歳入のほうの509ページです。保険給付費準備基金繰入金1億7,712万5,000円の歳入となっております。この基金につきまして、基金の状況がどういう状況なのか、基金がこれまでどのように推移し、今後どういうふうな見通しになっていくのかという部分をまずは伺います。

(健康福祉部参事兼介護保険課長) 介護保険給付費準備基金は、介護給付費や地域支援事業費のうち、第1号被保険者が負担する23%分において介護保険料収入に不足が生じる場合に準備基金を取り崩し、充当することになります。通常、計画の3年間で給付費等が右肩上がりに上昇する場合の保険料は、1年目は基金に積立てし、2年目以降に備えることとなりますが、第8期介護保険事業計画では急激な保険料の上昇を回避するため、1年度目である令和3年度から保険給付費準備基金からの繰入れを計上しております。基金残高については、第7期介護保険事業計画の初年度である平成30年度末が5億6,335万357円、令和元年度末が4億7,714万8,294円、令和2年度末が4億3,026万6,486円と減少を続け、第8期介護保険事業計画の初年度となる令和3年度末見込みは、資料1の1、歳入予算の概要、右側の説明欄の下のほうにあります介護保険給付費準備基金残高見込みのとおり4億7,729万3,486円、前年度と比べ約4,700万円の増を見込んでおります。令和4年度は第8期介護保険事業計



画の２年度目であり、介護給付費と地域支援事業費の増加を見込んで  
いること、普通調整交付金の減額分が予想よりも大きくなったことから、  
令和４年度末には予算ベースで預金利子を100万2,000円積み立て、介護  
保険特別会計に1億7,712万5,000円を繰り出すと、基金残高は約3億円、  
令和５年度末は第８期事業計画の最終年度となりますので、さらに基金  
残高は減少するものと推測しております。

以上です。

（野本）今年度、介護保険特別会計から基金に繰入れをしているという  
ことで、市民に影響がある部分としては、介護保険料の今後の見通しと  
いうことになるのですけれども、少なくとも対象者がどんどん増えてい  
くという中での今後の計画的な見通しというのはどのようになっている  
のでしょうか。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）介護保険料につきましては、まだ詳  
細な精査はしておりませんが、基金残高が思いのほか、予想より  
も恐らく減ってしまうだろうと推測しております、そうしますと給付  
費等を賄うだけの23%を果たして、第９期のほうで第１号被保険者が負  
担する割合が23%なのかがちょっと分かりませんが、また増える  
可能性もございまして、保険料のほうは恐らく上昇幅は大きくなるので  
はないかと推測しております。やはりそれを防ぐためにはもう保険料段  
階を11段階以上に増やすしかないのかなと。それも含めてこれから第９  
期の保険料につきましては検討してまいります。

以上です。

（野本）今後も検討していただけるということで、次の歳出のほうの質  
問をいたします。

517ページの居宅介護サービス給付事業、地域密着型介護サービス給付事  
業、そして施設介護サービス給付事業と、それぞれこの事業に多くの額  
が出されていくわけですけれども、まずはこれらのバランス、バランス  
というのは傾向があるのか、今後変わっていくのかというところを伺  
いたいと思います。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）本市の居宅介護と施設介護の balan

スにつきましては、各サービスの受給者数の総和を第1号被保険者数で除した受給率において、在宅サービスは全国平均、県平均並びに類似団体として比較対象としている坂戸市よりも低くなっております。逆に施設サービス費は平均よりも高くなっております。また、各サービス給付費の総額を第1号被保険者数で除した第1号被保険者1人当たり給付月額においても、施設及び居住系サービスでは全国平均よりは低いものの、埼玉県平均、坂戸市よりも高くなっております。反対に、在宅サービスは全国平均、県平均、坂戸市よりも低くなっております。このように本市におきましては施設サービス費が他市に比べて高いという、そのようなバランスになっております。

以上でございます。

（野本）施設介護サービス給付費が平均よりも高いという答弁だったわけですがけれども、それは施設が多いからとか、その施設を利用する人が多いからとか、その辺の理由についてはどうなのでしょう。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）委員おっしゃいますとおり、施設整備のほうは堅調であるからと推測されております。現在、本市では介護老人福祉施設、特養ですね、これが8施設、第8期計画中に1施設の施設整備計画がございます。坂戸市においては、5施設、5つですね、第8期計画中は整備計画はなく、10床の増床のみとなっております。老健のほうは、本市が4施設、坂戸市は3施設、両市とも整備計画はございません。また、地域密着型の小規模の特養、これについては本市は1施設ございますが、坂戸市はございませんし、本市については整備計画はございませんが、坂戸市のほうは1施設整備計画がございます。本市には特養、特に数は多いので、皆さん利用しやすい状況にはあると思います。また、待機者数も100人以上の方がまだお待ちの状態でございますので、あともう少し整備が進めばというふうに考えております。

以上です。

（野本）今の答弁で、本市の場合は他市より、県平均よりも整備は進んでいるというふうに受け取れるのですけれども、それでも待機する人は100人以上ということは一体どれだけあることが望ましいのか、どのくら

いあるといいのか、その辺は計画には入るのでしょうか。あるべき数字というのとは。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）第8期計画のほうでは、やはり待機者数は100、計画をつくった当時150人以上の方が待機ということでしたので、取りあえず8期で計画の中では1施設、100床を整備しようではないかというふうに計画いたしました。また、今後につきましては、まだ整備のほうが県の承認とか得られておりませんで、しばらくまたお待ちいただく状況になります。一つ整備してみて、待機者数とかそういったものを見て、またさらに計画が必要であれば計画していくものになるかと考えております。

以上です。

（野本）待機の考え方というのとは、よく我々が耳にするのは、登録が重複していて待機者数が膨れてしまうというふうなことも聞いたりするのですが、その辺はどのように捉えているのでしょうか。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）待機されている方は、複数の施設のほうに申込みをされている方もいらっしゃいます。それを埼玉県のほうで名寄せをしまして、それで待機者数を公表しております。

以上です。

（野本）そうすると、実質的な待機者数という数字として捉えるということなのですね。ただ、この先といいますと、これからの人口の推移、高齢化がいつまで進んでいくか、その後今度は減少に移っていくと、そういうときに施設というのは今度は逆に余っていったことになるか、かねないとする、民間が造る施設ということを見ると、その辺はやっぱブレーキがかかるものなのか、その辺については何か分かるでしょうか。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）委員おっしゃるとおり、いずれは高齢者の人口、頭打ちになるものと考えております。計画を作成するに当たって、鴻巣市の場合は、向こう20年間は高齢者人口は増え続けますよということで推測が出ておりますので、その頭打ちの時期を見据えてやっぱ整備も、ただ待機者数が多いからといってどんどん整備していく

ということはないかと考えております。

以上です。

（野本）分かりました。

では次に、通告では527と書いてあったのですが、実際には529ページでした。失礼いたしました。生活支援体制整備事業についてですが、生活の支援体制整備事業の具体的な内容で、生活支援コーディネーター配置ということですがけれども、実際には介護される人もそうなのですが、介護をする家族とか、その辺が結構、年が進めば進むほど厳しくなっていく、その中でどういうふうな支援になっていくのか、その内容について伺えればと思います。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）生活支援体制整備事業は、単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、地域住民に身近な存在である市町村が中心となってNPO法人や民間企業、協同組合、ボランティアの皆さん、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、介護サービス事業所、シルバー人材センター、老人クラブ、商工会などの生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていく事業で、本市では鴻巣市社会福祉協議会に業務を委託し、生活支援コーディネーターを中心に市内8圏域に分けられている各圏域ごとに支え合いの仕組みづくりとしてサロンを創設するよう働きかけております。また、リーダーを養成することで、サロンを中心に支え合う互助の仕組みをつくるべく取り組んでおります。介護する者のケアや支援を直接行う事業ではございませんが、地域でお互い支え合う取組が機能することによって、結果家族等の介護を必要とする方のケアや支援に結びつくものではないかと考えております。以上です。

（野本）非常に重要な事業だと思いますが、その成果は出ているのかどうか、何かあれば答弁いただきたいと思います。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）平成29年度以降にサロンのほうも15個ぐらいですかね、新しく立ち上げたということなのですが、昨年度、

今年度、やっぱり新型コロナウイルスの影響を受けておりました、サロン云々をつくっていただく方が現れないということで、ちょっと難航しているようです。

以上です。

（野本）確かにコロナ禍の中で、高齢者に限らず、介護を受ける方々も自由が利かないような状況で、だからさらに進行してしまうというような悪いスパイラルといますかね、悪循環になってしまいかねないのですけれども、その点そのような感覚は受けましたでしょうか。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）昨年、令和2年から高齢者のほうが外出の自粛をしたりとかして家に籠もったということで、筋力の低下だとか、やっぱり認知機能、認知症を発症したりとか、進行してしまったりとか、そういったことは報道等では伺いしております。認定の申請件数も12月末日現在で新規、更新区分変更、全部合わせての数字になりますが、2,982件で、昨年の同時期と比べますと約600件、597件増えております。引き続き今年に入ってから新規の申請が増えているというふうに担当から聞いておりますので、そういったコロナの影響というのもしかしたらあるのかもしれないと、その影響だというふうに言い切ることはできませんけれども、多少の影響はあるものと考えております。以上です。

（野本）そうしましたら、ちょっと時間もあまりないので1つ飛ばしまして、531ページの家族介護支援事業の事業内容について伺いたいと思います。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）家族介護支援事業の事業内容につきましては、介護方法の指導や要介護被保険者を現に介護する者の支援のため必要な事業を展開するものとなります。高齢者を介護する市民等を対象に、介護者教室や介護者交流会、ご近所見守り隊など、市内5か所の地域包括支援センターに委託し、実施しております。また、令和4年度については、認知症高齢者に関する広報、啓発活動等の事業として、アルツハイマー型認知症啓発月間に合わせて懸垂幕を掲げ、認知症の普及啓発用マグネットシートを介護保険課所管の公用車や地域包括支援セ

ンターの車両に貼付し、認知症への理解を周知することを予定しております。

以上です。

（野本）そうすると、広く周知はしているというふうに分かりますけれども、やはり私なんかも体験的に思うのは、みんな初めてなのです。慣れている人なんてあまりいなくて、知らない人が多い。ということは、今ちょうど私たちの年代だと市の発信するラインの情報ですとか、そういうのって結構ストレートに入ってきたりして、年代的に親の介護が必要な年代というのは大体50代、60代ぐらいからということを見ると、そういう発信の仕方、SNSとかの発信の仕方は結構重要かなと考えますが、その辺はどんなふうサポートされていますでしょうか。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）今広報に特集を組んでいただいたりとか、あとはホームページ等で広報しておりますけれども、広く周知するために様々な情報発信ツールを使って広報することを検討していきたいと考えます。

以上でございます。

（野本）529ページの認知症総合支援事業の認知症の認定数の推移、また今後の見通しについて最後に伺います。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）認知症の方の認定数については、統計がございませんので正確な数は分かりませんが、要介護認定審査会に諮るための認定調査において認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa以上と何らかの認知症状があると判断された方を抽出した結果、平成29年は2,518人、平成30年度は1,973人、令和元年度2,492人、令和2年度1,830人、令和3年度は2月末までで2,193人となっております。要介護認定者総数にばらつきがありますので、認知症の方の人数もその年度によってばらつきがございますが、要介護認定者総数に対する割合は毎年度6割を超えております。令和7年には65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症となると言われておりますので、今後の見通しとしましては高齢者人口の増加に伴いまして認知症の方も増えていくものと考えております。認知症初期集中支援チームによる支援、認知症地域支援推進員による相談事

業、オレンジダイヤルやチームオレンジ等により、認知症の方やその家族の支援に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

(菅野) 介護保険が実施されましたが、いまだ本市におきましては地域密着型通所介護446人、訪問型36人、通所型60人と、540人、さらに特養入所待機者が164人という状況で、ますます高齢化社会が、20年今後続くという中、施策の前進がさらに望まれると思いますので、こうした点を今日の数値の実態からただして反対討論といたします。

(委員長) ほかに反対または賛成の討論ありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第22号 令和4年度鴻巣市介護保険特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

次に、文化芸術振興基本条例に係る調査及び研究に関する事項について、閉会中の継続審査としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、文化芸術振興基本条例に係る調査及び研究に関する事項について、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

なお、会議録の調製及び委員長報告書の作成につきましては、委員長に一任願います。

これをもちまして、文教福祉常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

( 閉会 午後 1 時 4 4 分 )